

## 渋川市小規模事業者助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少し、事業活動に支障が生じている市内小規模事業者に対して、事業活動の維持又は継続のための緊急支援として、予算の範囲内において、助成金を交付する。

2 前項の助成金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「小規模事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

### (助成金の使途)

第3条 助成金の使途は、人件費、家賃、光熱水費、運転資金、仕入れに係る費用、新型コロナウイルス感染予防対策に係る費用その他の事業活動の維持又は継続に要する費用とする。

### (助成対象者)

第4条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請日時点で、市内で営業している事務所又は事業所を置く小規模事業者であること。ただし、支店は、除く。

(2) 以下のいずれかの要件を満たすこと。

ア 令和2年12月から令和3年7月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月の売上高と比較して50%以上減少していること。ただし、前年同月の売上高が既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、前々年同月の売上高と比較をするものとする。

イ 創業間もない等の理由でアの比較ができない場合は、令和2年12月から令和3年7月までのいずれか1か月の売上高が、令和2年1月から比較対象とする月の前月までのいずれか1か月の売上高と比較して50%以上減少していること。ただし、事業を開始した日が属する

月は、比較対象から除く。

- (3) 助成金受領後も事業活動を継続する意欲があること。
- (4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。
- (6) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除く。

（助成金の額及び支給限度額）

第5条 この要綱により交付する助成金の額は、1事業者につき100千円とする。

2 この助成金の事業全体の助成限度額は、87,500千円とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年2月5日から令和3年8月31日までに、法人にあつては渋川市小規模事業者助成金交付申請書兼請求書（法人用）（様式第1号）に、個人事業主にあつては渋川市小規模事業者助成金交付申請書兼請求書（個人事業主用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、直前の事業年度の法人税申告書の写し。ただし、創業間もない等の理由で申告を行っていない場合は、交付申請日以前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書その他の事業を行っていることが確認できる書類
- (2) 個人事業主にあつては、直前の所得税確定申告書の写し又は住民税申告書の写し。ただし、創業間もない等の理由で事業所得に係る申告を行っていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書その他の事業を行っていることが確認できる書類

(3) 比較する月の売上高の減少率を証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、渋川市小規模事業者助成金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により交付すべき助成金の額を確定し、助成金を申請者に交付するものとする。

(書類の整備)

第8条 申請者は、本助成金交付に関する書類等を整備し、助成金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

2 申請者は、市長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。